

2 建政技第 345 号
令和 3 年(2021 年) 2 月 15 日

発注機関の長 様

技 術 管 理 室 長

工事における設計変更協議について（通知）

工事における設計変更については、設計変更ガイドラインに基づき適切に実施していただいているところですが、受発注者間での設計変更に関するトラブルを防止するため、下記について再度徹底をお願いします。

記

1 設計変更協議

- 1) 設計変更に関する協議は、必ず書面による実施すること。
- 2) 受注者からの設計変更協議に対して、変更対象としない（費用を計上しない）場合であっても、必ず主任監督員（必要に応じて総括監督員）、または係長（必要に応じて課長）の決裁を受けた上で、書面において回答を行うこと。

建設政策課技術管理室（基準指導班）
（室長）青木 謙通
（担当）今吉 聡
塚田 博
電 話：026-235-7323（直通）
F A X：026-235-7482
E-Mail：gijukan@pref.nagano.lg.jp